

「精神保健福祉に関する制度とサービス」

ワーク

12月1日

# 障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(法律の目的)

## 第一条

この法律は、

\_\_\_\_\_の基本的な理念にのっとり、

身体障害者福祉法、

知的障害者福祉法、

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、

児童福祉法

その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい

\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_を営むことができるよう、

必要な\_\_\_\_\_に係る給付、

\_\_\_\_\_その他の支援を総合的に行い、

もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し

安心して暮らすことのできる\_\_\_\_\_の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

## 第一条の二

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく を享有する  
かけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、  
相互に人格と個性を尊重し合いながら する社会を実現するため、

全ての障害者及び障害児が可能な限りその において  
必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより

が確保されること及び

どこで誰と生活するかについての の機会が確保され、  
地域社会において他の人々と共生することを妨げられること並びに

障害者及び障害児にとって

日常生活又は社会生活を営む上で となるような社会における  
事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、

総合的かつ計画的に行わなければならない。

(障害者の定義)

## 第四条

この法律において「障害者」とは、

身体障害者福祉法第四条に規定する**身体障害者**、

知的障害者福祉法にいう**知的障害者**のうち十八歳以上である者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する**精神障害者**

(発達障害者支援法第二条第二項に規定する**発達障害者**を含み、)

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる

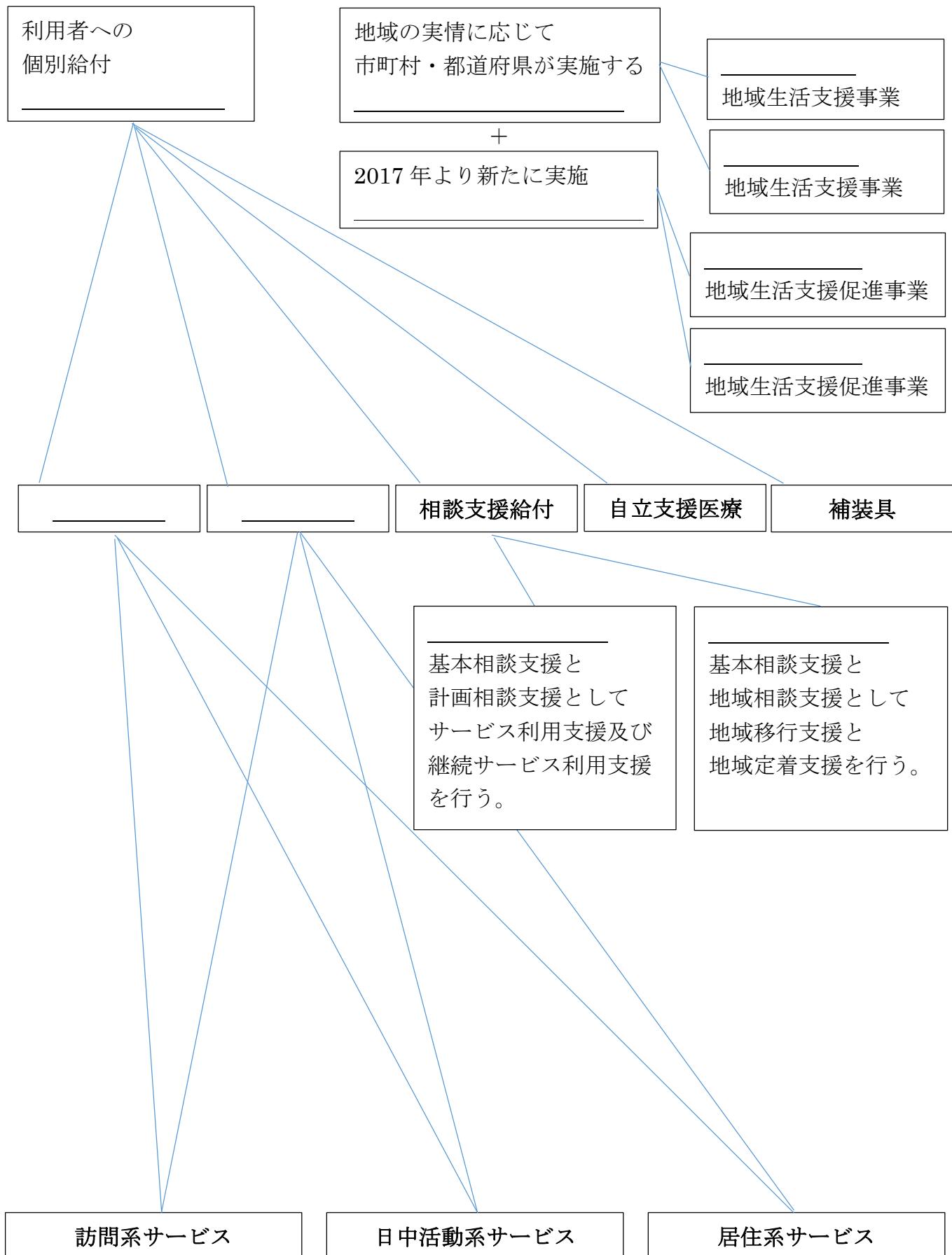
障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

4 この法律において「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

## 障害者総合支援法におけるサービス体系



自立支援給付は、国の義務的経費として、負担内訳は 国  
都道府県  
市町村 である。

(ただし、自立支援医療については、国、都道府県 である。)

### 「相談支援給付」

障害者総合支援法に基づく「相談支援」

#### ①特定相談支援（事業）

= 基本相談支援 + \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ + \_\_\_\_\_ )

#### ②一般相談支援（事業）

= 基本相談支援 + \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ + \_\_\_\_\_ )

### ※ 相談支援事業

= 市町村地域生活支援事業の相談支援事業（必須事業）の強化事業

### 「自立支援医療」

申請窓口：\_\_\_\_\_

申請の際に必要な物： ①\_\_\_\_\_

②\_\_\_\_の意見書又は診断書

③\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_が確認できる書類 等

申請後の事務処理の流れ : 窓口 → \_\_\_\_\_  
通達先 → \_\_\_\_\_  
判定 → \_\_\_\_\_  
認定 → \_\_\_\_\_

交付されるもの : 医療受給者証 (有効期間は\_\_\_\_\_)

(継続申請で変更がない場合の有効期間\_\_\_\_\_)

(継続申請で変更がない場合、意見書等は\_\_\_\_\_)

# 社会調査

## 社会調査とは

- ① \_\_\_\_\_について、
- ②データ \_\_\_\_\_をし、
- ③一定のルールに従ってデータを \_\_\_\_\_、
- ④特性やパターンを \_\_\_\_\_、
- ⑤結果を社会の為に \_\_\_\_\_する。

## 例

- 遺伝子の分析
- 過去の調査等により、既に明らかになっているものについての再紹介
- 取得したアンケートを集計、分析せずそのまま掲載する
- 私利私欲のためにデータを集め、一人で眺めて楽しむ

## 社会調査の対象

「誰」の「何」を「どうやって」？

### 例

- 「国民」の「精神疾患の罹患率」を「日本の全病院から」
- 「〇〇市」の「就労移行支援事業所の推移」を「指定事業所リストと事業所へ確認から」
- 「××病院の患者」の「生年月日と性別」を「××病院から」

「誰」の・・・ \_\_\_\_\_

「何」を・・・ \_\_\_\_\_

「どうやって（どこから）」・・・ \_\_\_\_\_

## 標的集団（「誰」の）

社会全体や国などのレベル・・・ \_\_\_\_\_ (レベル)

地域や組織などのレベル・・・ \_\_\_\_\_ (レベル)

個人・・・ \_\_\_\_\_ (レベル)

## 事象（「何」を）

農業、漁業、サービス業、  
福祉、教育、医療などなど

## 情報提供者・方法（どうやって・どこから）

質問紙（アンケート）、インタビュー、観察などなど

「誰」の「何」を「どうやって」=研究デザイン

## 疫学（公衆衛生調査の起源）

19世紀のイギリスにおけるジョンスノウ（Snow,J.）の調査

各地区の下水道とコレラ菌の関係について

### 【明らかになったこと】

汚染された下水道を利用している地区に住んでいることがコレラの発症につながる。

### 【明らかになった事：例】

統合失調症の患者が感情表出の高い（High-EE）家族と住むことは、再発率が高い。

要因となるもの・・・\_\_\_\_\_

明らかになること・・・\_\_\_\_\_

汚染された下水道を利用している地区に住んでいること・・・\_\_\_\_\_

コレラの発症につながる。・・・\_\_\_\_\_

統合失調症の患者が感情表出の高い（High-EE）家族と住むこと・・・\_\_\_\_\_

再発率が高い。・・・\_\_\_\_\_

標的集団・・・「誰」の

事象・・・「何」を

情報提供者・方法・・・どうやって（どこから）

曝露・・・要因となるもの

アウトカム・・・明らかになること

### 例

\_\_\_\_\_〇〇市の住民 20歳以上に対し、

\_\_\_\_\_喫煙歴と肺気腫についての関係について

\_\_\_\_\_一斉アンケート用紙を送付しデータを集計した。

\_\_\_\_\_結果、1日2箱以上喫煙を10年以上続けている者は、非喫煙者に比べ、

\_\_\_\_\_20倍、肺気腫になることが分かった。

（事実とは異なります。）

## 社会調査の意義・必要性

社会制度等の新しいサービスなどを取り組む際に、その必要性について根拠が求められる。  
現行のサービスの効果がどれだけ高く、継続する価値があるか根拠が求められる。  
適切な予算配分はどのようにしたらよいか、感ではなく、根拠が求められる。

国際的な流れとして、  
科学的な根拠、統計（　　）がある実践が求められている。

根拠に基づく実践 (Evidence-based practice)

根拠に基づく政策 (Evidence based policy)

近年では、根拠に基づく実践からさらに発展した

価値に基づく実践 (value-based practice) が注目されている。

## 臨床疫学の調査・研究における科学的エビデンスの水準

エビデンスのレベル	研究デザイン	
高	系統的文献レビュー(systematic review)	二次分析
↑ ↑ ↑	無作為化比較試験(randomized controlled trial)	介入研究
↑ ↑ ↑	比較臨床研究(controlled clinical trial)	
↑ ↑	コホート研究(cohort study)	
↑ ↑	症例対照研究(case-control study)	
↑	横断調査(cross-sectional study)	
↑	事例検討、症例報告、症例蓄積報告	記述的観察研究
低	専門家・権威者の意見	

## 臨床疫学における代表的な研究方法

系統的文献レビュー(systematic review)

あるテーマに関する研究について、

一定の水準を設けて収集し、各研究の質を評価し、結果を統合（二次分析）する。

各研究の結果を統計的に統合した研究はメタ分析と呼ぶ (meta-analysis)

これまでの研究を総合的に価値する意味で、疫学研究のエビデンスレベルの頂点に位置する。

無作為化比較試験(randomized controlled trial)

代表的な介入研究。

サービス（介入）の効果を検証する。

被験者をサービスを受ける群と受けない群に無作為に割り付けし、

一定時間の経過後、結果（アウトカム）を比較する。

## 比較臨床研究(controlled clinical trial)

サービス（介入）の効果を検証する。

被験者を割り付けせず、一定時間の経過後、結果（アウトカム）を比較する。

## コホート研究(cohort study)

まだアウトカム状態になっていない集団を対象として、

曝露した集団と曝露していない集団を追跡し、

一定期間の経過後、アウトカムの状態を比較する。

## 症例対照研究(case-control study)

アウトカムとなる状態になっている集団（症例群）となっていない集団（対照群）について、曝露についての過去の状況を遡って調査し、比較する。

## 横断調査(cross-sectional study)

ある時点における、曝露とアウトカムの状態を同時に調査する。

時間経過を追って調査しないため、因果関係を証明できない。

（例）

---

2019年12月1日に、ある精神科病院の入院患者全員とその家族について、家族の感情表出の程度と入院の有無を調査した。

---

ある精神科病院の入院患者のうち、一年以内に再発し再入院になった者と、そうでない者について、家族の感情表出の程度について調査した。

---

2017年11月11日に、ある精神科デイケアに通所する統合失調症の患者とその家族を対象として、家族の感情表出に関する調査を行い、高感情表出群と、低感情表出群に分けた。その後2年間の追跡調査を実施し、両群の再入院の有無を比較した。

---

ある精神科病院の入院患者の家族に対し、家族心理教育を実施する群と、しない群に無作為に分ける。その後、2年間の追跡調査を実施し、両群における再入院の有無を比較した。

---

統合失調症患者の再発と、その家族の感情表出について、コホート研究やRCTなどの既存の研究を収集、評価し、結果を統合した。

## 社会調査における倫理

参加者への負担を考慮した研究を行うこと。  
時間の負担、金額の負担、労力の負担、心理的負担など。

## 説明と同意 (informed consent ; IC)

社会調査に限らず、調査や研究を実施する際には、  
原則として、参加候補者から参加への同意をえなければならない。

### 調査実施者が参加者に知らせるべき情報の例

- ・調査の目的及び意義
- ・調査の実施方法及び期間
- ・調査実施後の支援について調査参加により生じるかもしれない負担、リスク、利益と不利益
- ・調査参加の任意性と研究参加後の同意撤回について
  - ・調査に参加に同意しても、その後撤回できること
  - ・調査に参加しなくとも、また撤回しても不利益を受けないこと
- ・調査に関する情報公開や公表について
- ・調査計画書と研究方法に関する資料を入手または閲覧したい場合
- ・個人情報等の取扱いについて
- ・情報の保管および破棄の方法、二次利用について
- ・調査の資金源や調査実施者の調査に関する利益相反について
- ・調査参加に伴う経済的負担について

## 利益相反 (conflict of interest ; COI)

調査実施者やその所属団体と金銭的な関係がある団体との関係によって、調査内容や結果の解釈、発表にバイアスがかかる可能性があること。

### バイアス・・・偏り

- ・選択バイアス
  - ・標本抽出バイアス・・・無作為でなく被験者や介入者を選択した場合におこる
  - ・自己選択バイアス・・・自発的に参加したものとそうでないものにおこる
- ・測定バイアス
  - ・情報バイアス・・・比較群で異なる調査方法を行うとおこる
  - ・観察者によるバイアス・・・観察者が変わるか、同一観察者の時間経過によっておこる

## 結果公表の留意点

情報を統計的に処理する量的データは、調査結果を発表する際に個人情報やプライバシーがさらされる可能性は低い。

しかし、事例検討や質的なデータを扱う場合には、個人名や事業所名などをアルファベットに置き換えるなどして、匿名化する必要がある。

また、画像や音声、動画データを用いる場合には、個人情報やプライバシーの保護のために加工が必要な場合もある。

## データの管理と破棄

生データ（解答済の調査票や音声データ）は責任あるものが所属する機関内の鍵のかかる場所などで厳重に管理され、期間外の持ち出しが原則禁止。

電子データについても、決められたパソコン等で管理し、個人名をコード化し、ファイルは暗号ロックをかけて保管するなどの対応が求められる。

生データは、調査終了後、あるいは調査結果の公表後一定期間（例：5年など）を経過した後に破棄する。

紙媒体については、シュレッダーでの破棄が一般的であったが、近年では溶解を求められる場合もある。

また、電子データについては物理的な粉碎で破棄を求められる場合もある。

※我が国では文部科学省と厚生労働省が  
「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を定めている。

---

対象者の集団から、ある規模のデータを集め、その集めたデータから、もとの集団の性質を統計学的に探ること。

#### 代表的な調査(研究)方法

実験観察法: ケースワークやグループワーク、ケアマネジメント技法の効果研究などに用いられる。

質問紙法: 福祉サービスのニーズや自立の程度、症状の程度

#### 調査(研究)の分類

\_\_\_\_\_調査: 全体を対象とし、統計的にデータ処理を行うもの。

\_\_\_\_\_調査: 記述的にデータ処理を行う。

\_\_\_\_\_調査: 部分を対象とし統計的にデータ処理を行う。

---

特定の調査対象者の体験や価値観など、

口述的な情報や映像、イメージなど数字に還元することが困難なデータを集め、

特定の認識論に基づいてデータの意味や内容を解釈する方法。

個人あるいは、集団の調査対象者への

インタビュー(面接)や集団活動への参加観察(参与観察)、

あるいは回答内容への制限が低い定性的データなどを

調査対象者の世界観をイーミック(主観に基づく分析)な立場から記述したり、

研究者の認識論により解釈を加えることが一般的な方法である。

新たな観点の発見や理論生成というような、問題構成型(問題再検討型)の研究目的を  
調査するときに有効は方法となる。

面接法→ \_\_\_\_\_ インタビュー: 調査者が質問項目を設定し、それに基づき口述等のデータを収集分析。  
\_\_\_\_\_ インタビュー: 複数の調査対象者に同時にインタビューを行う。

観察法→ \_\_\_\_\_ : 調査者が調査対象となる人々やその活動の場面に関与して  
見聞きした事象を記録する。

\_\_\_\_\_ : レヴィン(Lewin,K.)が提唱。調査者と当事者が目標を共有し、  
共同で調査実践を行う。実践を通じた変化を記録し理論の構成を行う。

\_\_\_\_\_ → インタビューなどによって得られたデータに  
コードをつけ、そのコードを解析し理論化する。